様式第2号(第4条関係)

第　　　　　号

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　印

第3子以降認可外保育施設保育料減額要件確認結果通知書

　出雲市第3子以降認可外保育施設保育料減額要件について確認しましたので、下記のとおり結果を通知します。

記

１．児童名等

２．出雲市第3子以降認可外保育施設保育料減額要件　　　　該当　・　非該当

３．非該当の理由

教示文

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。